

一 一般支部員及各地の團體に対する三團體排斥運動の意義を充分に徹查せらるること（声明書等を参照）

二 各地労農黨支部は支部聯合会及び準備会活動からして、三團體排斥運動の決議及声明書を發送すること。

声明書と決議は、各本部及び各地の支部、支部聯合会準備会又は各團體聯合會議会に送りしむること。

三 政黨問題 政治運動に関する演説会及一般的集會にて、此問題を大衆に開示せしめ、反対運動に參加せしむること。

四 次期党中央委員会（十月開催）に付し、各支部、及準備会が該議案をもつこと。

四 労農農民黨支部承認問題並に「大耕組者」問題

### 【理由】

労働農民黨第三回中央委員会に於て三團體排除決議せられた直後、本部は吾々が党に対するべき態度を次の如く指示した。

### 一 三團體排斥反対決議

二 労農農民支持のために積極的活動を繼續すべきこと。

第三回中央委員会は更に根本方針に甘んじ、支部承認並に支部組織について、吾々の從ふべき事項を次の如く決定した。

### 【方法】

### 二 支部承認運動

一 出来た支部の承認を本部に求め、大会までこの問題に觸れざること。